

令和6年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する気高町勤労者体育センター、気高町農業者トレーニングセンター、気高町B&G海洋センター（プール）、気高町運動広場、気高町龍見台テニスコート、青谷町グラウンド、青谷町グラウンドテニスコート、青谷町農村広場、青谷町体育館、青谷町農林漁業者トレーニングセンター、鹿野町農業者トレーニングセンター、鹿野町B&G海洋センター（プール）及び鹿野町運動広場の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
798	令和7年度					798

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例、鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例、鳥取市多目的広場の設置及び管理に関する条例、鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例、鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた鳥取市気高町勤労者体育センターほか12施設の運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

- 指定管理者に以下の業務を委託する。
- ・鳥取市気高町勤労者体育センターほか12施設の管理運営に関する業務

【これまでの関連する取組】

人事院勧告及び地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員の勤勉手当が支給されることとなったことから、指定管理施設職員の人件費を再算定し処遇改善を行うもの。

現指定管理者	特定非営利活動法人鹿の助スポーツクラブ				
指定期間	令和3年度から令和7年度				
現行指定管理料	R3 45,763千円	R4 45,763千円	R5 47,008千円		
	R6 45,763千円	R7 45,763千円			
	計 230,060千円	※電気・ガス等価格高騰による経費支援を含む			
変更後指定管理料	R3 45,763千円	R4 45,763千円	R5 47,008千円		
	R6 46,151千円	R7 46,561千円			
	計 231,246千円	※電気・ガス等価格高騰による経費支援を含む			

【今後の取組】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
令和6年10月 変更基本協定書、および変更年度協定書の締結